

平成28年5月27日
平成28年度 第1回川崎市地域自立支援協議会全体会議報告資料

精神障害者地域移行・地域定着支援部会（仮） の設置について

精神障害者地域移行・地域定着支援事業の経過

国では「病院から地域へ」というスローガンを掲げて精神科医療と福祉施策を実施し、社会的入院を解消に向け進めてきた。

平成14年度 「社会的入院患者について、10年で7万人の社会復帰を目指す」（厚労省）

平成15年度 「精神障害者退院促進支援事業」を開始。（厚労省）

平成16年度 『川崎市退院促進支援事業』を開始。

関係機関連携のために自立促進支援協議会（現「精神障害者地域移行・地域定着支援協議会」）を設置。川崎市生活訓練支援センター・カシオペアが事業主体となる。

平成24年度 地域相談支援として「地域移行支援」と「地域定着支援」が障害者自立支援法での個別給付となる。（厚労省）

平成26年度 「川崎市精神障害者地域移行・地域定着支援体制整備事業」へ変更。

平成28年度 中部リハビリテーションセンターの開設による事業実施体制の変更。

精神障害者地域移行・地域定着支援の 現状と課題は？

現 状

- 中部リハビリテーションセンターの開設による事業実施体制の変更。
- 地域移行支援を行う事業所が一部の事業所に限られている。
- 個別給付の件数が増えない。

課 題

- 医療・福祉関係機関との支援方法の共有化
- ピアサポーターとの共同による地域移行支援
- 地域移行支援のモニタリング体制
- 地域移行支援の見える化
 - ・支援対象者（入院者）の把握
 - ・地域の状況の理解

今後の方向性

<方向性>

H27年度まで開催されていた精神障害者地域移行・地域定着支援協議会を、平成28年度から**川崎市地域自立支援協議会部会「精神障害者地域移行・地域定着支援部会」（仮）として設置**する。

変更点

- 名称・位置づけの変更
- 課題の解決に向けた取り組みを行うプロセスがより明確となる。
- 基本的な構成員は変更ないものの、事務局に変更あり→カシオペアに替わり「井田地域生活支援センターはるかぜ」、精神保健福祉センター体制整備担当、基幹相談支援センターが加わる。

<変更の目的>

これまでの取り組みや構築されたネットワークを基に、それらを継続しつつ、**精神障害者の地域移行・地域定着支援に関する各種課題について、多様な関係者による具体的な取り組みをより一層推進**することを目的とする。

構成メンバー

- 当事者（ピアサポーター）
- 医療機関（対象6精神科病院）
- 各区相談支援センター（代表）
- 保健福祉センター（精神担当7区代表）
- 障害者センター（井田・百合丘）、南部地域支援室
- 生活保護自立支援室
- グループホーム（代表）
- 宿泊型自立訓練施設桜の風もみの木ユニット